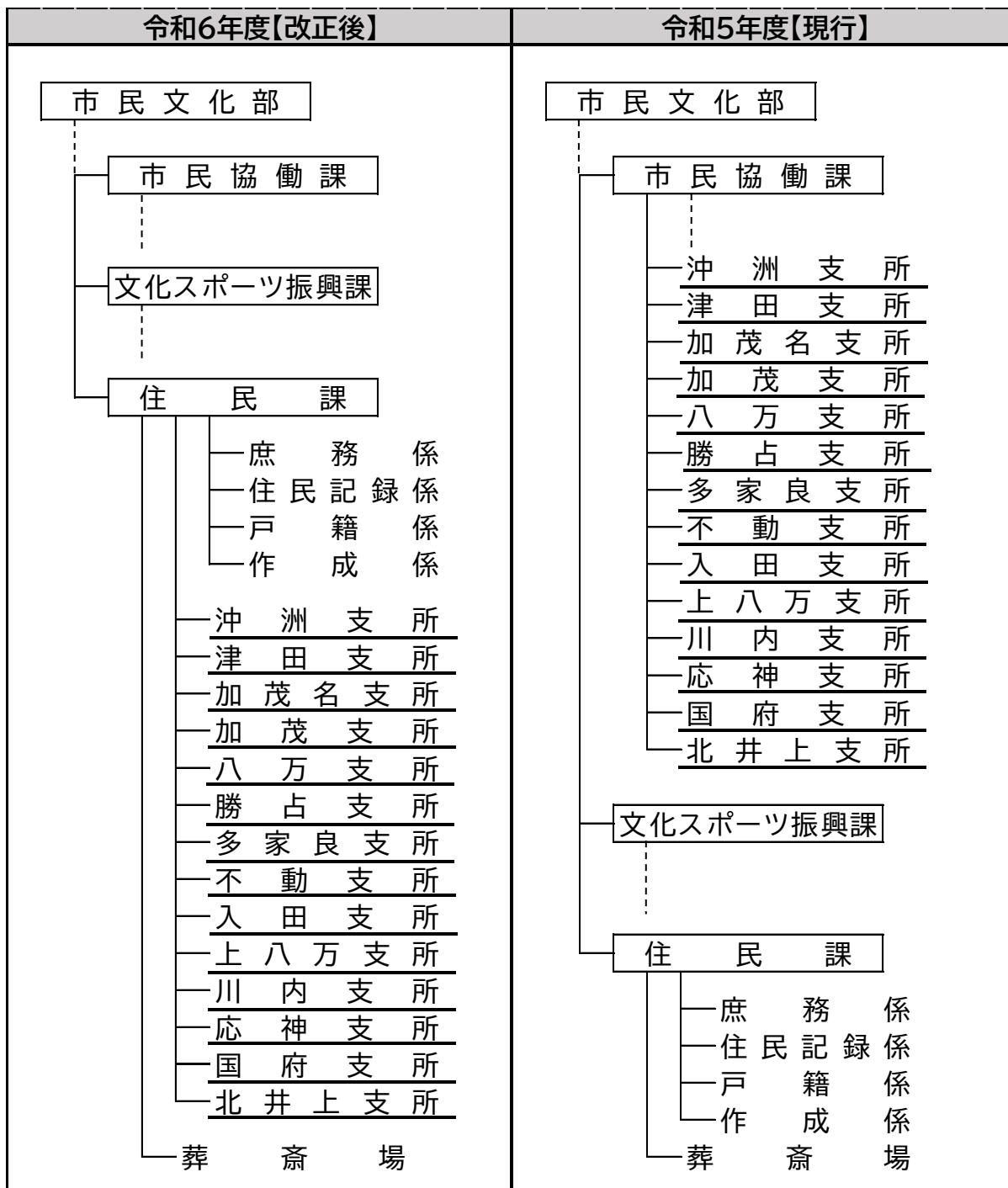


令和6年度行政組織の改正について

1 改正内容

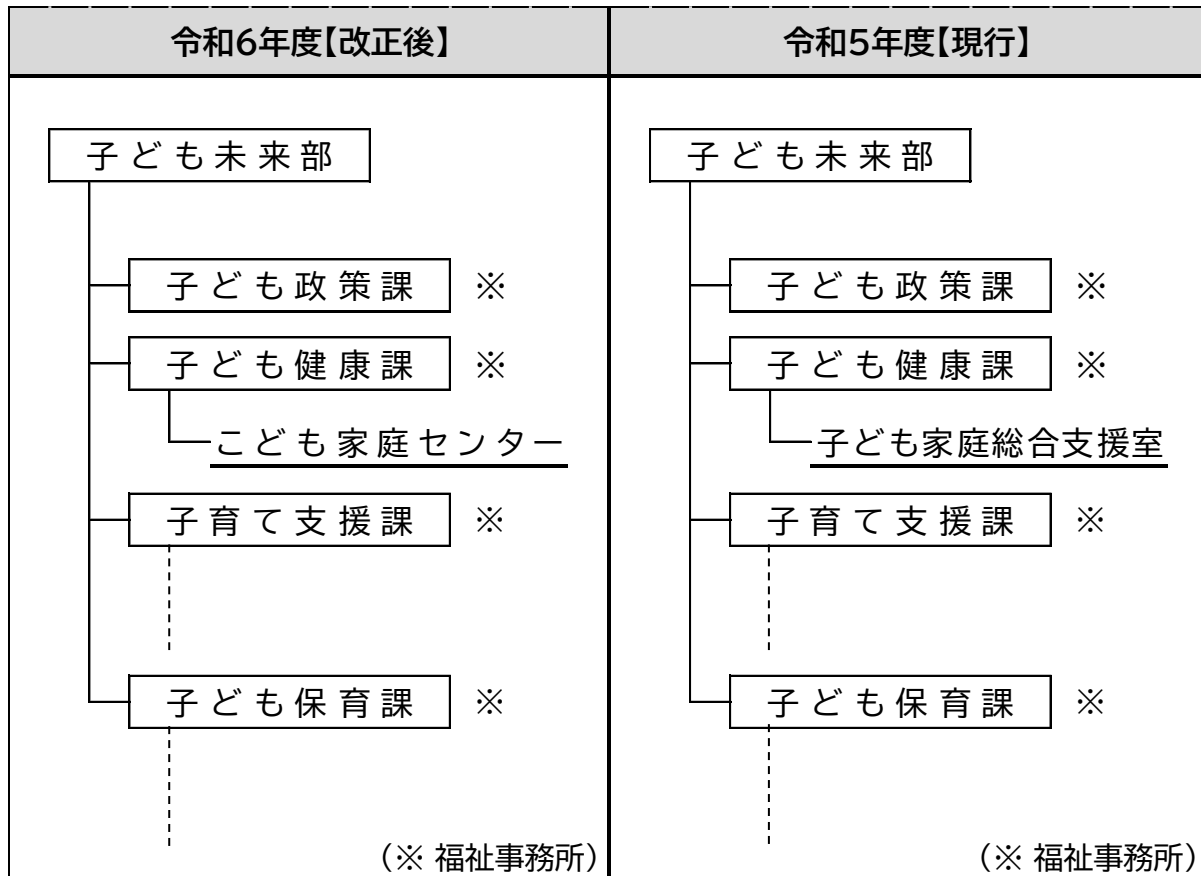
(1) 市民文化部

本庁機関との連携強化及び組織の効率化を図るため、市民協働課が所轄する支所を住民課の所轄とする。



(2) 子ども未来部

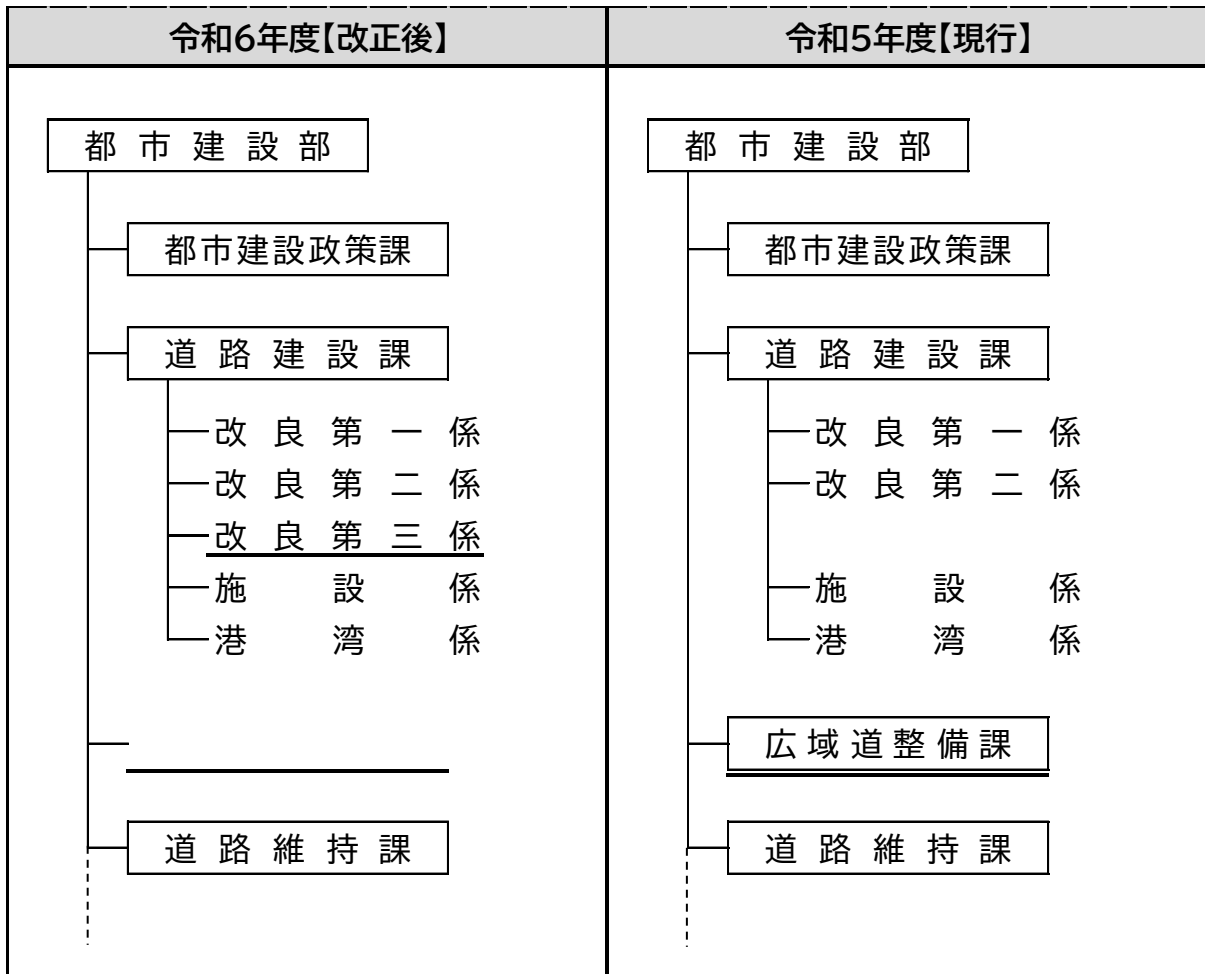
令和6年4月からこども家庭センターの設置が努力義務化されることに伴い、子育て世代包括支援センター（母子保健）及び子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の2つの機能を担う子ども家庭総合支援室を「こども家庭センター」に改め、双方の機能の一体的な運営を行う。



(3) 都市建設部

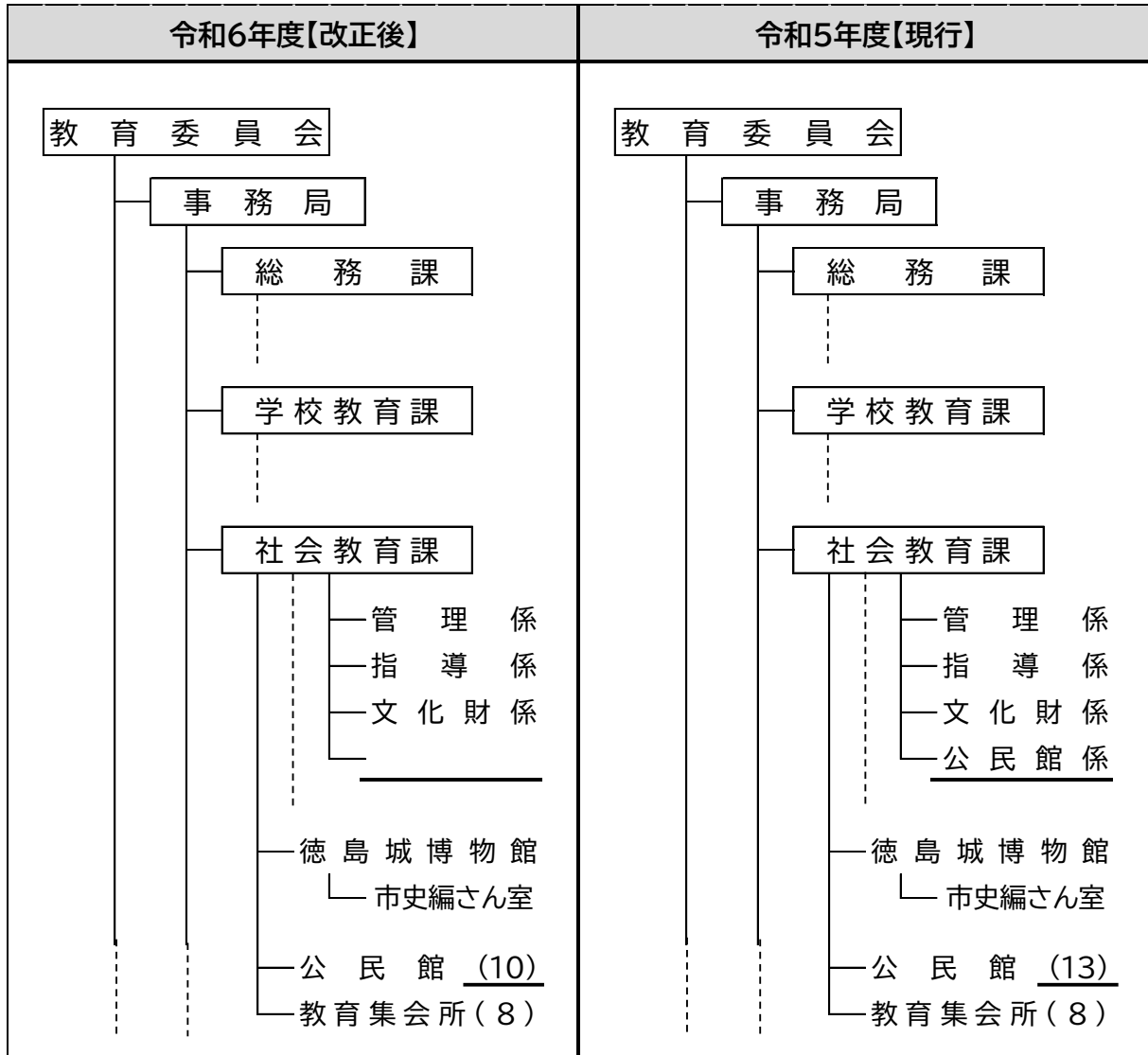
四国横断自動車道（有料区間）の県補助を活用した周辺対策事業及び同事業に係る用地取得が今年度末で終了するため、広域道整備課を廃止する。

なお、四国横断自動車道（新直轄区間）・津田 I C－小松島 I C間及び徳島環状道路関連の周辺対策事業等については、道路建設課に新設する「改良第三係」等に移管して対応する。



(4) 教育委員会事務局

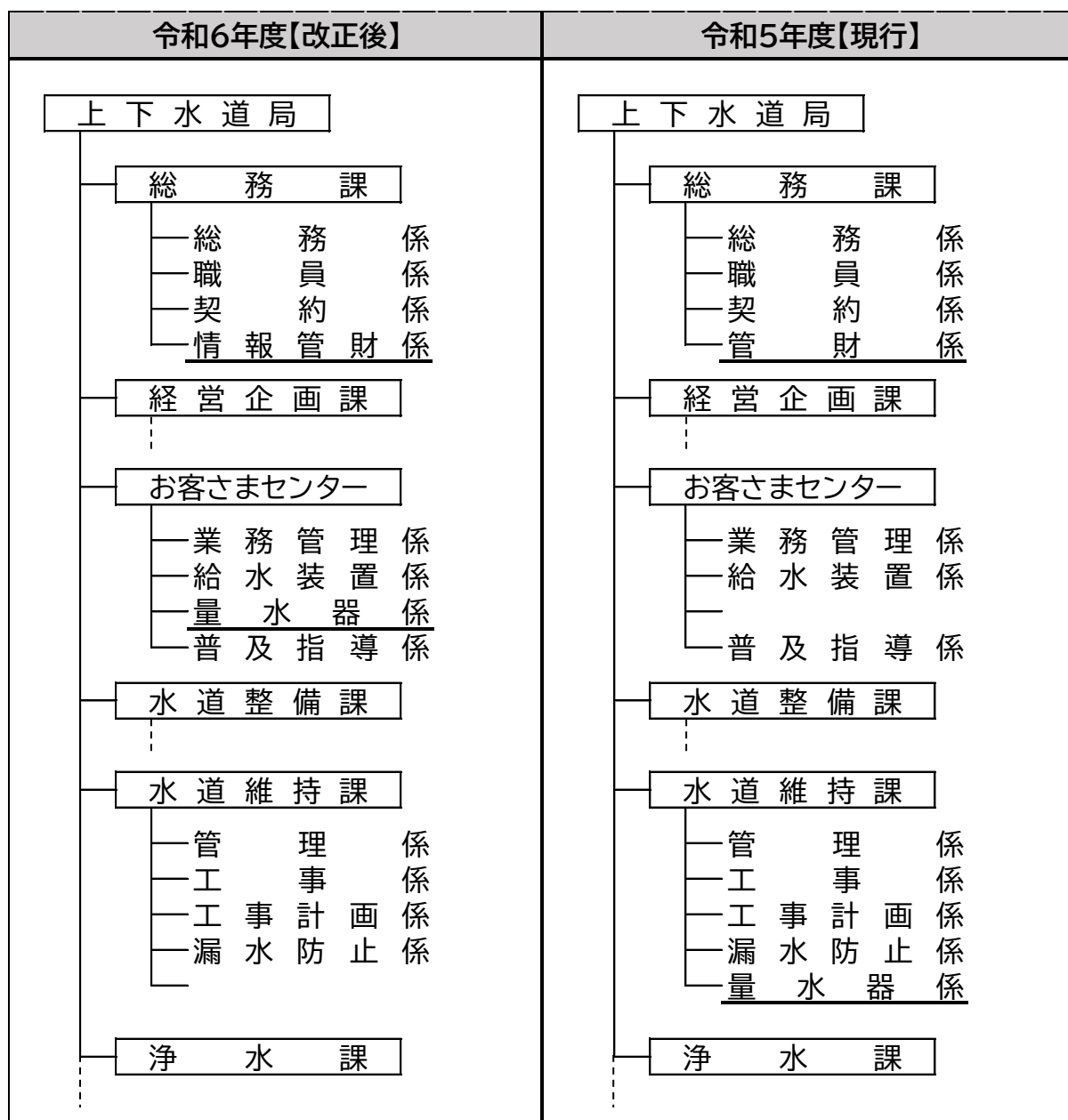
中央公民館解体事業の終了及び公民館のコミュニティセンターへの統合の進展に伴い、社会教育課の公民館係を廃止し、残る業務については指導係へ移管する。



(5) 上下水道局

申請窓口を集約することで利用者へのサービス向上を図るとともに、効率的な業務体制とするため、量水器係を水道維持課からお客さまセンターへ移管する。

また、資産管理と情報管理の一元化を行うため管財係を「情報管財係」に変更する。



2 施行期日

令和6年4月1日（予定）